

令和6年度第3回 岡谷市子ども・子育て支援審議会会議録

【日時】

令和6年11月20日（水） 午後7時～ 午後8時30分

【場所】

岡谷市役所 9階 大会議室

【出席委員（名簿順）】

浦野委員、杉村委員、松田委員、小澤委員、今井 清美委員、高木委員、佐藤委員、鷹野原委員、
今井 千枝委員（会長）、横内委員、塩澤委員、西路委員、関島委員（副会長）、草間委員

【事務局】

小口健康福祉部長、高橋子ども課長、森下子ども課主幹、小口子ども課主幹、味澤教育総務課主幹、
小野健康推進課主幹、田村主査、矢澤主査、納谷主査

【報道機関】

市民新聞、長野日報、中日新聞

【次第】

- 1 開会
- 2 委嘱書交付
- 3 市長挨拶
- 4 自己紹介
- 5 子ども・子育て支援審議会について 【資料No. 1】
- 6 正副会長の選任について
- 7 議事
 - (1) 岡谷市こども計画について 【資料No. 2】
 - (2) 川岸学園整備について
 - (3) 山崎学園ヤコブ幼稚園について
 - (4) その他
- 8 閉会

【会議内容】

1 開会

（事務局：高橋課長）

本日は、ご多用の中、ご出席賜り、誠にありがとうございます。ただいまより、令和6年度第3回岡谷市子ども・子育て支援審議会を開会いたします。私は、この会の会長が決まるまで進行を務めさせていただく、岡谷市健康福祉部子ども課長の高橋です。どうぞよろしくお願いいたします。会議に先立ち、おかや子育て憲章の唱和を行います。憲章文は次第の裏面にございます。

恐れ入りますが、皆様、御起立ください。

(事務局：田村)

最初に前文を読みますので、「わたくしたちは、」から唱和をお願いします。

《子育て憲章唱和》

2 委嘱書交付

(事務局：高橋課長)

ありがとうございました。ご着席ください。最初に本審議会の委員の委嘱書の交付を行います。市長が、皆様のお席にお伺いして交付させていただきますので、その場でお立ちいただき、お受け取りください。

《委嘱書交付》

3 市長挨拶

(事務局：高橋課長)

続きまして、市長よりご挨拶を申し上げます。

(市長)

皆様方には、岡谷市子ども・子育て支援審議会の開催をお願いいたしましたところ、ご多用中にもかかわらずご出席賜り誠にありがとうございます。ただ今、委嘱書をお渡しいたしました。本審議会の委員の選任にあたりましては、格別なるご理解を頂戴し、お引き受けいただきましたこと、改めて厚く御礼申し上げます。さて、岡谷市では、第5次岡谷市総合計画におきまして『子育てしやすい環境の充実 ―とも育ちを实践し、輝く子どもをみんなで育てる―』を後期基本計画の重点プロジェクトのひとつに位置付け、積極的に施策を展開しているところであります。こうした中で、この審議会では、子育て支援施策や保育所の運営に関することなどにつきまして、市民を代表してご意見をいただくほか、国が定めた「こども大綱」の趣旨を踏まえた「岡谷市子ども計画」の策定などについてご協議いただくものであります。委員の皆さま方には、大変ご負担をおかけしてまいりますが、どうか岡谷市の将来を担う子どもたちのため、よりよい子育て支援が展開できますよう、ご理解とご協力を賜りたく、何卒よろしくお願いいたします。

4 自己紹介

(事務局：高橋課長)

本日は、初めての方もおいでになりますので、委員の皆様、それぞれ自己紹介をお願いしたいと存じます。お手元に配布してあります名簿の順に、浦野委員さんからお願いしたいと思います。

《委員自己紹介》

(事務局：高橋課長)

ありがとうございました。次に、事務局の職員の自己紹介をさせていただきます。

《職員自己紹介》

(事務局：高橋課長)

ありがとうございました。たいへん恐縮ですが、市長はこの後、所用がございますので、ここで退席させていただきます。

5 子ども・子育て支援審議会について

次に、子ども・子育て支援審議会について、事務局より説明をさせていただきます。

(事務局)【資料 NO. 1】子ども・子育て支援審議会について

(事務局：小口主幹)

資料N o. 1をご覧ください。本審議会は、子ども・子育て支援法に根拠を置き、条例に基づいて設置しているものであります。委員の任務は条例第2条にありますとおり、審議会は、市長の諮問に応じ、法第72条第1項各号に掲げる事務に関する事項について調査審議する。第2項としまして、審議会は、前項に規定するもののほか、保育所の設置及び運営に関する事項並びにその他子育て支援施策に関して調査審議することができる。となっております。これらの詳細につきましては、2ページ・3ページに記載してありますが、保育園の利用定員を定める時や子育てに関わる計画の策定時などについて、委員の皆様からご審議・ご意見をいただくこととなっております。また、お時間ありますときに、資料をご確認いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。説明は以上です。

6 正副会長の選任について

(事務局：高橋課長)

次に、正副会長の互選をお願いしたいと思います。本審議会の正副会長は、岡谷市子ども・子育て支援審議会条例第5条の規定により、委員の互選によりこれを定めることとなっております。選出の方法について、いかがいたしましょうか。

《事務局案の発表の声》

(事務局：高橋課長)

事務局案との声がございました。事務局案を発表し、ご協議いただくことでよろしいでしょうか。

《異議なし》

(事務局：高橋課長)

それでは、事務局案といたしまして、会長には、主任児童委員会の今井 千枝さん、副会長には、少年愛護協議会の関島 良治さんに、お願いできたらと思いますが、いかがでしょうか。

《異議なし》

(事務局：高橋課長)

それでは、お二人を正副会長に決定させていただきます。恐れ入りますが、正副会長さんは、前の席にお移りいただきたいと存じます

《正副会長 席移動》

(事務局：高橋課長)

会長、副会長さんより、ご挨拶を頂戴したいと思います。

(今井会長)

ただいま、本審議会の会長に選出されました今井です。この審議会の委員の皆さんは、子育て中の保護者や保育園、幼稚園の先生を始めとして、皆さんが様々な形で子どもたちを温かく見守っていただいている方々であります。未来を担う子どもたちのため、是非、それぞれの立場で、遠慮なくご意見をお出しいただきまして、本審議会の使命を果たしてまいりたいと思います。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

(関島副会長)

ただいま、本審議会の副会長に選出されました関島です。会長を補佐しながら、これからの岡谷市の子育て支援がよりよいものになるよう、皆さまと一緒に、協力してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局：高橋課長)

それでは、この後の議事進行は、会長をお願いをいたします。

7 議事

(今井会長)

それでは、議事に入りたいと思いますが、本日の議事に対しまして、報道関係の方から、傍聴の希望がありますが、これを許可してよろしいでしょうか。

《異議ないとき》

それでは、このまま傍聴を許可することとします。これより議事に入ります。まず、最初に(1)岡谷市子ども計画について、事務局より説明をお願いします。

(事務局：高橋課長)

計画素案の説明に入る前に、新任の方もいらっしゃいますので、計画策定について、前回までの振り返りも含めご説明いたします。これからご審議いただく「岡谷市こども計画」につきましては、現在推進中の「岡谷市子ども・若者育成支援計画および第2期岡谷市子ども・子育て支援事業計画」が、今年度末の令和7年3月31日をもって、計画期間が終了することに伴い、新たに令和7年度以降、5年間に関する計画を策定するものであります。前回の審議会におきましては、皆様のお手元にございます「岡谷市こども計画素案」の第1章から3章までの内容について素々案としてお示し、ご審議いただきました。その際に委員の皆様からいただいたご意見を基に、事務局にて第1章から3章の内容について見直しを行うとともに、第4章から6章を策定し、素案としてまとめさせていただきました。本日は、この素案についてご審議いただくわけですが、まずは、前回の審議会でご審議いただき、事務局で見直した第1章から3章についてご説明をさせていただきます。次に、第4章について、ご説明をさせていただきます。その後、第5章、第6章について、ご説明をさせていただきます。前回の審議会からの継続審議となりますので、新任の方につきましては、審議途中からの参加という形になりますが、まずは本日の説明をお聞きいただき、今後に備えていただきたいと思います。また、再任された方々におかれましても、まだ2回目の審議であります、引き続きよろしくお願いいたします。本日は、説明に時間を要しますが、ご理解をいただきたいと思います。なお、計画素案へのご意見等につきましては、素案の内容にボリュームがありますので、素案修正用紙をご用意いたしましたので、後日あらためてご意見をいただけたら幸いです。では、これから担当より素案のご説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

(事務局：森下主幹)

それでは、第1章から第3章について、ご説明いたします。この第1章から第3章につきましては、前回の審議会では素々案としてお示しいたしましたが、その際に委員の皆様からいただきましたご意見などを参考に事務局にて見直しを行いました。見直しを行った点について、お手元の資料No2の素案とNo2-1の修正対照表にてご説明させていただきます。素案2ページ、第1章の1. 計画策定の背景ですが、文章を、国→県→市の順で3段落の構成とし、文章のスリム化を図りました。次に、3ページをご覧ください。計画策定の背景図ですが、図において、国、県、市の内容が混在しており、わかりにくいとのことであったことから、国、県、市の欄を設け、出来事を時系列に表示しました。同ページの大きな2. 計画の性格と位置づけですが、1. 計画策定の背景の文章と内容が重複するため、素案素案にあった文章は削除して(1)から(3)のみにしました。次に、4ページをご覧ください。4. 計画の対象となる「こども」の定義で、第1章の項目として新たに加え、「こども基本法」において、「こども」とは心身の発達の過程にある者

とされ、その期間を一定の年齢で画することのないよう、ひらがな表記の「こども」を用いることが推奨されているため、本市における計画名称を「こども計画」とします。計画の対象については0歳から概ね30歳未満を基本とし、社会的に困難を有する若者や結婚に対する支援を必要とする者については、概ね40歳までとします。なお、漢字表記の「子ども」や「若者」との区別は、各種法令上の定めもあることから次のように定義し使用することとし、法令に根拠がある場合（例：子ども・子育て支援法）や固有名詞（例：子ども課）などは、「子ども」と表記します。次に、第2章です、9ページをご覧ください。1. 各種統計ですが、婚姻に関する内容として、（7）婚姻に対する意識等の動向に、素案にあった（8）婚姻動向を包含しました。よって、（7）以降の順番が一つずつ繰り上がります。次に、10ページをご覧ください。（9）に示す図が3つあることから、見出しを「女性の就業状況と保育所児童数」とし、図2-12の「就業状況」を「就業率」に変更しました。次に飛びまして、14ページをご覧ください。（11）家庭児童相談の状況の図2-19 岡谷市の児童虐待対応件数の表について、図2-18に合わせ、表示年数を10年間にしました。6ページから20ページの各種統計図の棒グラフに濃淡をつけ、折れ線グラフの線を太くし、マーカーも大きくするなど体裁を整えました。また、凡例もできる限り大きくしました。ページが飛びまして20ページをご覧ください。2. アンケート調査結果の図2-26 ひとり親世帯が期待する支援のグラフの表示を令和6年度に加え、令和4年度、5年度と2年間の結果を加えました。次に飛びまして、25・26ページをご覧ください。5. 課題と方向性について、31ページの施策体系と整合を図るために、（4）と（6）の順番を入れ替え、（1）～（7）まで文章の精度を高めました。施策体系については、また後程ご説明いたします。次に第3章、28ページをご覧ください。1. 計画の基本理念（案）について、文章の構成を4段落とし、基本理念に含まれる「ともに育ち」や「まゆっこ」の表現を加えるなど、文章の精度を高めました。次に、素案30ページですが、前回素々案で「2. 基本的な柱」として、現計画をほぼ踏襲しておりましたが、現計画の基本的な柱をベースに、こども大綱の趣旨を踏まえ、1～3すべての表現を見直しました。まず、「1. 子ども・若者の健やかな成長と幸せに向けた切れ目ない支援」については、主要施策の順番が、出会い、結婚、妊娠、出産、乳幼児期から青年期までと、ライフステージに応じた支援となっており、こども大綱においては、こども施策に関する重要事項をライフステージ別に提示することとしていることから「1. ライフステージに応じた切れ目ない支援を強化する」としました。次に、「2. 地域社会全体で子ども・若者、子育てを支えるこどもまんなか社会づくり」については、「子ども・若者」を素案4ページの「4. 計画の対象となる「こども」の定義」に従い「ひらがなこども」とするとともに、こども大綱では、「こどもまんなか社会」の実現を目標としていることから、「地域社会全体でこどもを育てる「こどもまんなか社会」を実現する」としました。次に、「3. 困難に直面するすべての子ども・若者、家庭への支援」については、「すべての子ども若者は、様々な困難に直面する環境に置かれたとしても、生活するための権利は等しく擁護されるものである」と、こども大綱ではしていることから、「すべてのこどもの権利を守り自分らしい育ちを支援する」としました。また、3つの「基本的な柱」は、イコール施策体系の基本目標であることから、「2. 基本的な柱」を「2. 基本目標」と変更するとともに、基本目標の順番を、個々の取り組みから地域社会全体へ支援のすそ野を広げるイメージとして、素々案時の2と3を入れ替えました。3. 本計画における重点項目ですが、岡谷市が特に力を入れていく施策を明確にするため、第3章に重点項目に関する説明を新たに加えました。よって、4以降の順番が一つずつ繰り下がり4. 計画の目標、5. 施策

体系、といたします。次に、素案31ページ「5. 施策体系」ですが、A 3資料をご覧ください。先ほど詳細の説明をいたしました、基本目標のⅠ、Ⅱ、Ⅲについて、文言が修正されています。あわせて順番も入れ替わっています。次に、基本目標の右隣にある主要施策について、基本目標Ⅰ-主要施策1の「出会いや結婚に対する支援」について、具体的施策を3つから2つにまとめる見直しをしました。次に、主要施策のⅠ-6について、素々案では5つあった具体的施策のうち、「相談体制・情報提供の充実」と「経済的支援」の2施策について、基本目標2の重点項目に加えるため削除し、感染症対策に関する施策を加える見直しをしました。また、4つの具体施策の内容から、主要施策の文言を「健やかで豊かな成長のための支援」に見直しました。次に、基本目標Ⅱの主要施策は、基本目標の変更に伴い、「こどもらしい権利擁護と自分らしい成長への支援」とするとともに、基本目標Ⅰ-6にあった「相談体制・情報提供の充実」と「経済的支援」を加えました。次に、基本目標Ⅲの主要施策は、基本目標の順番を入れ替えたことに伴い、1と2を入れ替えました。主な変更は以上であります、素々案から変更のあった部分については、A 3の資料に朱書きにて表示してありますのでよろしくお願いします。以上、第1章から第3章の説明を終わります。よろしくお願いします。

(今井会長)

ありがとうございました。第1章から3章までの説明について、ご質問或いはご意見等ありましたら、挙手をお願いいたします。

(関島副会長)

意見というわけではないですが、先日の素案を見させていただいて、前回の会議でいくつか意見を指摘させていただいたところが、とても上手に今考えられていてもいいのかなと思います。特に子どもという時の、漢字かひらがなのかというところが、かなりばらつきがあったなかでその辺の意味も含めてちゃんときっちり説明をされているところが入ったもので、対象となるこどもの定義ということで、名称も含め、何歳までという話があったので、そこを含めてきっちりまとめて最初にご説明があるという事で良かったと思います。

(今井会長)

ないようでしたら、進行します。続いて第4章について、事務局より説明をお願いします。

(事務局：森下主幹)

それでは、第4章 推進する施策について説明いたします。まず、第4章のつくりですが、先ほどご説明いたしました31ページの施策体系の「基本目標」「主要施策」と、「現状と課題」、「具体的施策」、具体的施策ごとの「主な事業」でまとめてあります。これから説明させていただく内容は、主に現計画以降の子育て施策に関するトレンドや、新たな取り組みなどについて新たに加えた点や、変更した点などを中心に説明いたします。説明にボリュームがございますので、委員の皆さんにはこの説明で内容の全て理解していただきたいとは考えておりません。こちらが説明した部分などに、アンダーラインやチェックを入れていただき、ご自宅等であらためてご覧いただけたら幸いです。なお、現計画を踏襲するものについては、説明は割愛させていただきたいと思います。はじめに34ページ、基本目標Ⅰでは、「ライフステージに応じた切れ目ない支援を強化する」として、支援施策や取り組みをまとめました。主要施策1. 出会いや結婚に対する支援ですが、【現状と課題】には、結婚意思のある男女の出会いの場の創出や経済的支援が必要であることをまとめて記載してあります。このことから、35ページからの【具体的施策】では、(1)結婚の希望を叶える支援については、前回の素々案で示した、出会いの場の創出と

結婚を希望する方への支援の2つを一つにまとめました。また、(2)結婚生活に対する支援については、既存の支援のほか、県の事業に関する記述を加えました。続きまして36ページ主要施策2.妊娠・出産期に対する支援ですが、【現状と課題】では、図4-2に、現計画からの妊娠届出の推移を掲載するとともに、文章の最後から2行目に「一貫した伴走型相談支援の充実」について加えました。37ページの【具体的施策】(1)安全・安心な妊娠・出産への支援の②出産準備への支援と妊産婦や子育て家庭にやさしい環境づくりに、新たに経済的支援について記載しました。また、38ページの(2)産後ケアの充実では、新たに小児科・産婦人科オンライン相談事業を記載しました。このことに伴い、(1)(2)の主な事業には、経済的支援に関する事業「出産・子育て応援事業」と「小児科・産婦人科オンライン相談事業」が加わっています。次に40ページの主要施策3.乳幼児期における支援の【現状と課題】ですが、環境整備や子ども・子育て支援サービスについて触れています。41ページの【具体的施策】(1)母子保健の充実では、小児医療の充実、確保についてまとめてあります。42ページの(2)子育て支援拠点の活用では、新たに、こども家庭センター「まゆっこベースおかや」、「ぱんだぐみ」、「保健センター」、「子ども発達支援センター」について加えました。43ページの(3)地域子ども・子育て支援サービスの充実では、令和8年度から国で制度化を予定している(仮称)こども誰でも通園制度について盛り込みました。45ページの(4)幼児教育・保育サービスの充実では、児童福祉法の改正による新基準による適正な保育士配置、幼児教育・保育サービスの拠点整備、幼保連携型認定こども園への移行など環境整備について、記載しました。次に47ページの(5)幼保小の連携等について、「小1プロブレム」の緩和、解消を図るため、幼保小接続期の連携を強化、就学に向けて「おかや絹結プログラム」の実践、また、川岸学園構想において整備する「幼保連携型認定こども園」をモデルに、幼保連携型認定こども園への移行に関する記載を加えました。次に48ページの主要施策4.学童期から思春期における支援の【現状と課題】では、人口減少や児童生徒数の減少について記載しております。49ページ下段の【具体的施策】(1)未来を切り拓く確かな学力と成長の保障です。新たに「生き抜く力」の育成を加えました。次に50ページの(2)地域に根ざしたふるさと学習の推進では、子どもたちに郷土の誇りと愛着、ふるさと回帰の心を醸成します、としました。また、地域に開かれた学校づくりを進めます。(3)の安心して学べる教育環境の整備ですが、校則に関すること、また、教職員による体罰について盛り込みました。次に51ページの(4)子どもの居場所づくりの推進ですが、新たに子ども食堂等関係団体連絡会について加えました。次に52ページの主要施策5.思春期から青年期における支援の【現状と課題】では、就学や就労への移行や社会参加などについて記載しています。53ページの【具体的施策】(1)心身の健康への支援では、喫煙防止、飲酒防止、助けの声を挙げられる教育、望ましい生活習慣の定着などについて記載しています。次に54ページの(2)未来の大人・親の育成では、体験学習や保育園児との交流、性に関する正しい知識の理解などについて記載しています。(3)義務教育後の学び・就労への支援では、義務教育後の学びに変更しています。また、岡谷市への愛着を育み、このまちでの就学や就労につながるよう、と追加しました。次に55ページの(4)健全育成と社会参加の促進では、子ども・若者の意見や提言を発表する場を設け、施策に反映に努めることを加えました。次に56ページの主要施策6は、健やかで豊かな成長のための支援では、具体的施策から「相談体制・情報提供の充実」と「経済的支援」を基本目標Ⅱに移し、(4)感染症対策の推進を新たに加えました。【現状と課題】では、それに合わせ、記述も加除しております。(1)生涯学習・文化・スポーツ活動の推進では、新

たに部活動の地域クラブ活動への移行について加えました。次に58ページの(4)感染症対策の推進は、新型コロナウイルス感染症を教訓として、具体的施策に新たに追加しました。次に59ページからの基本目標Ⅱ すべてのこどもの権利を守り自分らしい育ちを支援するですが、【重点項目】として、前回基本目標Ⅲと説明していたものを、「相談体制・情報提供の充実」と「経済的支援」を加え、基本目標Ⅱとしてまとめました。【現状と課題】では、相談支援体制や新たにヤングケアラーについて、また、経済的支援について追加しております。次に61ページの(1)相談体制・情報提供の充実では、こども家庭センター「まゆっこベースおかや」について、また、重層的な支援体制整備について、新たに加えました。次に62ページの(2)経済的支援では、18歳の年代までの医療費の給付に変更しています。また、63ページの主な事業には、新規事業取り組んでいる「こ育て応援3歳未満児保育料軽減事業」などを加えました。次に(3)児童虐待防止対策等の推進では、ヤングケアラーに関すること、こども家庭センター「まゆっこベースおかや」の充実、女性相談員の配置について新たに記載しています。64ページの(4)ひとり親家庭等への支援について、「こども大綱」に関する記述としました。次に65ページの(5)障がい者(児)等への支援の充実では こども発達支援センターについて追加し、早期支援に努めることを記載しました。また、慢性疾病や難病を抱える子ども・若者の相談や支援についても追加しています。次に67ページの(6)学校生活に関わる課題への支援について、ジェンダーフリーなど多様性を認める学校づくりについて加えました。また、ICT等を活用した学習支援、フリースクール等との連携などアウトリーチの強化について、記載しています。さらに、高校中退の予防や中退した子どもに対する支援についても記載しました。次に68ページの(7)社会的自立に向けた支援ですが、全国的に増加傾向があることを記載しました。次に69ページの 基本目標Ⅲ 地域全体でこどもを育てる「こどもまんなか社会」を実現する について、主要施策1を働く場や働き方への支援にまとめました。具体的施策について(1)を仕事と子育ての調和の推進とし、(3)は男女ともに活躍できる環境づくりにしました。71ページの【具体的施策】(1)仕事と子育ての調和の推進では、保護者の就労と児童の健全育成支援を盛り込みました。(2)働き方の見直しの推進では、働きやすい職場づくりの推進を加えました。72ページの(3)男女ともに活躍できる環境づくりでは、主な事業に再掲で関係事業を加えました。次に74ページの2. 地域全体による子育て支援の【現状と課題】では、子育て家庭を孤立させないためにさまざまな相談先があり、と追加しました。さらには、子ども・若者の権利に対する理解を深め、を追加しました。75ページの【具体的施策】(1)地域全体で支える子育ての推進では、子ども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有し、を追加しました。76ページ(3)子ども・若者の安全確保の②防犯対策の推進では、子どもや若者に対する性犯罪などについての記載を追加しました。③防災・減災教育の推進では、防災教室から出前講座へ記述を変更しました。④環境浄化の推進では、SNSの記述を追加しました。次に77ページ(4)遊び場や活動の場の充実では、子育て支援館「こどものくに」について追加しました。第4章の説明について以上となります。説明の冒頭でご説明いたしましたが、ご自宅等で再度お読みいただき、ご意見等がございましたら、日をあらためて事務局までご連絡いただけたら幸いです。私から以上となります。よろしくお願いします。

(今井会長)

ただいまの第4章の説明について、ご質問、ご意見等ございますか。

(関島副会長)

2つほど、1つ目は76ページの④環境浄化の推進の内容についてはいいですが、タイトルが環境浄化の推進は違うかと思うので、考えていただければと思います。

感想で41ページにグラフがあると思いますが子育て支援事業の利用状況及び利用意向というグラフを興味深く見させていただいたのですが、利用したことがある。今後利用したいというところで、パーセントが高いのが、長時間保育や保育料軽減、病児病後児保育で、どちらかという、ハードというか制度というか、そういったもののニーズが高めで、学級とか講座とか相談事業とか、そういった相談的なものっていう何かそういったニーズが低いのが現実なのかもしれないです。実際に子育てをしている方々にとっては、説明しますというところなのかなと思いますけどもやっぱりそのソフト系の学級講座だとか産後ケアの相談とか、わかりにくかったり、アピールがなかなか難しいところでもあるので、知られていない方でパーセントが低いのかなという気もしたので、そういったところもPRしていただければ、皆さん、こんな事業もやっているのだとわかっていいのではと思いました。

(鷹野原委員)

53ページです。この円グラフですけど将来大人になっても、住みたくない、どちらかというのが2番目ですが、このアンケートについてもう少し掘り下げたものってあるのですか。あれば、内容の仕組みとしてあるということでもよろしいですか。実際何で岡谷市に住みたくないのか。どうしたら良くなるのか等の設問はありましたか。

(事務局：高橋課長)

実際ここをアンケートにつきましては、今回の計画の設定関連のものについて2つちょっとピックアップしていただいたわけでございますけれども、これにつきましても細かく聞いている部分がございます。今、鷹野原委員さんがおっしゃるようなところを含めて、もしこの計画の中で、記述できるものがあれば、そんなことも加えていけるようなことは事務局の方で考えさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

(鷹野原委員)

ちょっと、大ざっぱとかそんな感じだったのですが、もう少し詳しく調べて欲しいと思いました。ありがとうございました。

(今井会長)

他にいかがでしょうか。

(松田委員)

説明の方ありがとうございました。私からですけども、56ページの下から2行目の学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた環境整備を進めますってところなのですが、例えばこの中学校で活動しておるところですが、地域への平時クラブへの移行の進捗状況ですとか、何年後を目処に動いていくのかっていうことで今わかっている情報があれば教えていただければと思っております。現地の方ではどんなものかとか、他の行政はそういった話が進んでいるというところもございますので、わかる範囲で結構ですのでお答えいただければと思います。すいません。

(事務局：味澤主幹)

こちら国全体の課題ということになっておりますけれども、国としますと、2023年度から、2025年度までを改革推進期間ということとしておりまして、その後2026年から6年間は、今度実際の実施期間ということで、位置付けておりますので、今後そういった動きが強まってまいり

ます。岡谷市としまして、中学校のまず週休日の部活動につきましては、段階的な地域移行ということで、現在軟式野球クラブ等のチームと、少しずつ調整をしている。そういった状況でございますが、今後、地域クラブの運営団体等との前提とそういったことを検討していくようになって参ります。イメージとしたらこんな流れでございます。

（草間委員）

4章に限った話でないのですが、所々に*のついている所が多いのですが、これからその説明があるという事でいいですか。

（事務局：高橋課長）

今は*がついているものにつきましては用語解説で載せていきたい部分を今ちょっと事務局でマーキングしている部分でございます。この部分につきましては最後の用語解説とした形で、資料に紹介した文書を載せていきたいと思っております。内容でちょっとわからないという所が、もし委員の皆様の中でございましたら事務局の方にご指摘をいただければ、その分につきましても用語解説の中で説明していくような対応をして参りたいと思います。

（今井会長）

地域全体で支える子育ての推進っていうところで、75ページになりますけれども、地域全体で支えようといっていますが、地域がどうやって関わっていくのか。どのようにしていったらいいのか。例えば、いろいろでています主な事業の中にあります、輝く子育て応援講座は市の方がやっていたりすると思います。こんにちは赤ちゃん訪問は、保健師さんの方でやっているのではなくて民生委員の方でやっている、こんにちは赤ちゃん訪問で捉えてしまってよろしいでしょうか。

（事務局：小野主幹）

はい。

（今井会長）

それから、乳幼児親子ふれあい事業ですけれども、多分、各地区に乳幼児の集まるところがいろいろ地域で行われているかと思います。西路さんは、更生保護女性会で主体となって行っておりますが、最近私の住んでいる区でも最近、親御さんたちがなかなか参加してこないっていうようなことをどうやったら呼びかけたらいいのかという事を更生保護女性会の中ではないかがでしょうか。もう少し市の方でも呼びかけなど協力いただけるようなことがあるのかどうか考えたりします。

（西路委員）

役員会の折に、それぞれの地域でやっている子育て支援事業の実際の活動の報告をさせていただいていますが、地区によってはもうすでにお子さんの数が少ないという時期もありまして、なかなかそういう会を主催しても、1組しか来ないというような形であります。なおかつ今は、お母さん方が早い時期からお勤めにも出られてしまうという関係で、そういう平日に参加できない現状があります。なので、土曜日・日曜日開催に代えてきている地域が幾つかありまして、そうするとお父さんも一緒に連れてきてくださるという現状も今出てきています。やっぱりそういう子育て支援事業していてもなかなか参加者が来ないのは悩みでありまして、こちらの女性会の中でも、次回の役員会のときに学習会を開くのですが、そこでどうしたらいいかっていう解決策を考えようと話し合っております。なかなか思い通り進んでいないというところが現状かと思います。やっている地域以外の方たちがやっている事業に魅力を感じてきて

いる現象も最近でてきています。地域だけに偏らずに、もっと広い範囲に発信をしていくっていうのも必要なのかもしれないという声も出てきております。よろしいでしょうか。

(今井会長)

ありがとうございました。またこのようになることもありますので市の方でも、何かアドバイスのものとか、何か考えていただけるようなものがあればどうかと思いながら先ほどの説明を聞いていました。第4章につきましては、みなさんよろしいでしょうか。それでは続けさせていただきます。続いて第5章から6章について事務局からご説明をお願いします。

(事務局：納谷主査)

それでは、第5章 子ども・子育て支援事業計画について、私から説明させていただきます。81ページをお願いします。はじめに、この「子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」に定められる法定計画として策定する計画であり、こども計画の第5章として章立て、包含する形で策定いたします。これから説明につきましては、第4章と同様に新たな取り組みや主な変更点を中心に説明いたしますので、現計画を踏襲するものについては、説明は割愛させていただきます。では、1の計画策定の趣旨と法的根拠により定める内容ですが、この計画は、就学前の教育・保育及び地域における子ども・子育て支援事業について、提供する区域定め、提供するサービスの見込み量や、確保方策について定める需給計画であり、計画期間は5年間であります。計画で定める事業は、幼児期の教育（幼稚園）や保育、認定こども園と、地域子ども・子育て支援事業として延長保育事業などの13の既存事業に加え、児童福祉法の改正や、子ども子育て支援法の改正により新たに追加された6事業を合わせて、合計19の事業になります。次に82、83ページをお願いします。2.事業計画の（1）提供区域の設定では、①「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の提供区域についてと、②「提供区域設定の考え方」について記載されています。本市はコンパクトな地域に人口が集中し、通勤、通学などでも市内全域が市民の生活圏域として認識されていること、また、全域が概ね30分以内で移動が可能であること、保育所、幼稚園、認定こども園ともに、いわゆる通園区がなく、保護者や園児の状況により選択できる状況にあることから、「市内全域」を1つの提供区域として設定しています。82ページの表の⑭から⑰についてが、新たに加わる事業となります。この6つの事業に関する内容については、次回の会議にて説明をさせていただきます。（2）児童人口の推計ですが、これは住民基本台帳の児童人口をもとに、算出された児童数の推計値です。推計では、計画期間の令和7年から令和11年度において、0-11歳（小学校6年生）の人口は、令和7年度が合計3,540人であるのに対し、令和11年度では3,091人となっており、この5ヶ年で12.7%の減少と予測しています。この人口推計が、次ページからの子ども・子育て事業計画の「量の見込み」や「確保方策」のベースとなるものであります。84ページ（3）幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期 ①・②・③幼児期の学校教育・保育です。まず、事業概要について、現計画との変更としては、上から3つ目の◆のところで、現在整備を進めています川岸学園構想に伴う、公立幼保連携型認定こども園の開園や、上から4つ目の◆のところで、ヤコブ幼稚園の認定こども園化が予定されていることから、それらを見込んで教育・保育の見込みや確保方策を策定しています。量の見込みと確保方策については、1号認定（幼稚園、認定子ども園）の量の見込みは、過去5年の実績と昨年実施しましたニーズ調査の利用意向率を踏まえ算出し、3-5歳児の人口減少率を用い、令和7年度は136人／日ですが令和11年度は約14%減となる117人／日を見込みます。確保方策としては、ヤコブ幼稚園の令和7年度

から認定こども園化を見込み、認定こども園を信学会東堀こども園とヤコブ幼稚園の2園、幼稚園はヤコブ幼稚園を除いた2園で算出すると、150人／日の確保が可能な状況です。また、令和9年度には公立の幼保連携型認定こども園が開所する見込みで、15人増の165人／日の確保が可能としています。85ページ続きまして2号認定（保育所、認定こども園）の量の見込みは、過去5年間の2号認定の実績の平均を用いて算出し令和7年度は760人／日を見込みます。人口推計では、約5年間で13.8%減少することから、令和11年度は655人／日を見込みます。確保方策は、休園中の若草、夏明、つるみね保育園を除き、公立保育園が10園、私立保育園が2園、認定こども園が2園の（ヤコブ幼稚園の2号認定の利用定員は10人となっております。）公立、私立合わせまして、計14園で1,006人／日の確保ができる状況です。また、令和9年度に公立の幼保連携認定こども園を開所する見込みから、川岸、成田、つるみね、夏明保育園の4園が統廃合となり、49名の957人／日となりますが、量の見込みに対し、確保は可能となります。続きまして3号認定（保育所、認定こども園、地域型保育）は、児童数が減少する中、ニーズ調査により利用者は増加傾向にあります。量の見込みにおいて、0歳児は、育休取得希望者を考慮し、人口推計とニーズ調査から算出した利用意向率と、国の示している育休取得希望を考慮した割合から算出し、令和7年度からの5年間で41人／日と見込んでいます。1.2歳児につきましては、ニーズ調査の利用意向率と人口推計の減少率から推計し、ご覧のとりの量を見込みます。86ページまた、確保方策は、未満児保育を実施している公立・私立計14園で計画期間を通じて333人／日の受け入れ体制が確保できる状況です。また、計画期間中に公立幼保連携型認定こども園が開所を見込み、85ページの表のとりの確保方策としています。事業の方針として、3号認定（未満児保育）については利用ニーズが高まっており、利用者の動向を踏まえながら、不足が生じることのないよう、安心して預けることができるよう引き続き対応をまいります。87ページ（4）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期です。①利用者支援事業（基本型）は、子ども及びその保護者などが教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。現計画の量の見込みと確保方策では、5ヶ所のうち1ヶ所を子ども課としていますが、新計画では、今年度開設した、「こども家庭センターまゆっこベースおかや」に変更いたしました。

（事務局：小野主幹）

88ページになります。①利用者支援事業（こども家庭センター型）は、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関するさまざまな悩み等に円滑に対応するため、保健師等が相談支援を行う事業です。特に妊娠期から乳児期の支援の充実を図るとともに、必要に応じて関係課等と連携を図りながら、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行います。量の見込みであります。現在、妊娠届出の受理を行う健康推進課内1ヶ所に設置し、ニーズに応えられている状況です。確保方策につきましては、引き続き、健康推進課1ヶ所の体制を維持していきます。また、地区担当保健師や、関係機関との連絡調整等を行うコーディネーター保健師を中心に、支援方針の検討など妊娠期からの総合的な相談支援体制の整備を行います。89ページ②地域子育て支援拠点事業は、子育て支援館「こどものくに」と市内4保育園で展開している子育て支援センターでの取り組みになります。量の見込みですが、子育て支援館、子育て支援センターの現計画での利用実績は、子育て支援館と子育て支援センターともに減少していますが、新型コロナウイルス感染症の影響があったことを考慮し、第2期事業計画と同様の42,000人／年を見込みとします。確保方策につきましては、変更はありません。90ページ③妊婦健康診査

事業は、妊婦及び胎児の健康状態を把握し、母体の健康の保持増進や胎児の成長を促すとともに、異常を早期発見し、必要な医療につなげるため、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業となります。量の見込みではありますが、受診者数は、出生数の見込みから算出しますが、受診対象者は、妊娠初期から出産までの妊婦となるため（年度をまたぐ方がある）、当該年度と次年度の出生数の平均値とし、令和7年度は210人/年、令和11年度は206人/年とします。また、健診回数は受診者数×14回（国基準）としています。確保方策につきましては、今後も、受診者にとって利便性の高い現在の実施方法を継続します。91ページ④乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師が訪問し、母子の健康状態を把握するとともに、健康診断や予防接種をはじめ子育てに関する情報提供等を行います。量の見込みではありますが、訪問人数は、各年度とも0歳児の推計人口とし、令和7年度は210人/年、令和11年度は206人/年とします。確保方策につきましては、母子の健康状態を把握するため、すべての家庭に訪問できるよう、保健師10人程度の実施体制を整えます。

（事務局：納谷主査）

92ページ⑤養育支援訪問事業 その他要支援児童、要保護児童の支援に資する事業には、養育支援訪問事業、産後ママサポート事業、子育てファミリー訪問支援事業、要支援児童、要保護児童支援事業があり、養育支援が特に必要な家庭や、要支援児童、要保護児童などに対し、保健師や相談員、さらには関係機関による訪問や、指導・助言を行うとともに、業者委託により、家事支援などの各種支援サービスを提供する事業です。このうち子育てファミリー訪問支援事業は令和7年度からの実施を見込んでいます。養育訪問事業の量の見込みは、過去5年間の最大値で見込み、確保方策は、健康推進課で保健師10人程度の実施体制を確保します。また、産後ママサポート事業も、過去5年間の最大値で見込み、確保方策は、ご覧のと通りの業者に委託します。次に93ページですが、令和7年度からの新規事業として予定している「子育てファミリー訪問支援事業」の量の見込みは、スタート時は3世帯を見込み、その後、継続的にニーズを把握し、体制の確保に努めてまいります。確保方策は、産後ママサポート同様、委託を考えています。その他要支援児童、要保護児童の支援に資する事業については、こども家庭センターまゆっこベースおかやの家庭児童相談員などの専門職が子育て家庭や児童・生徒一人ひとりに応じた相談支援に対応してまいります。94ページ、⑥子育て短期支援事業は、保護者の疾病等の理由により、家庭での養育が一時的に困難となった児童を、児童養護施設において預かる事業です。平日や休日の夜間預かりを実施するトワイライトステイ事業については、令和7年度から新規事業として見込んでいます。量の見込みは、過去5年間の最大値からトワイライト分の若干の増を見込み、ご覧のとおりとしています。確保方策は、実施施設のつつじが丘学園及び松本乳児院の受け入れ可能数を記載してあります。95ページ、⑦ファミリー・サポート・センター事業は、児童の預かり等の援助する提供会員が、子育て支援として児童の預かりなどの援助をお願いする依頼会員に対し、援助をする事業です。岡谷市では、岡谷市社会福祉協議会に委託し実施しています。量の見込みは、減少傾向にありますが、新型コロナウイルス感染症の影響があったことを考慮し、第2期事業計画と同様の量を見込みます。確保方策の変更はありません。96ページ⑧一時預かり事業は、私立幼稚園2園と公立保育園1園、私立保育園3園で実施しています。量の見込みと確保方策については、児童の減少傾向と今後の利用ニーズとともに、公立幼保連携型認定こども園の開園予定を勘案し、幼稚園型と一般型ともに、ご覧のとおりです。98ページ⑨延長保育事業は、通常の保育時間を超えて、保育が必要な児童を預かる事業になります。量の見

込みと確保方策については、児童の減少傾向と今後の利用ニーズを勘案し、公立、私立ともに、ご覧のとおりです。99ページ⑩病児・病後児保育事業（病児・病後児対応型）は、これまでと同様に山崎医院で行っています。量の見込みは、ニーズ調査から算出した利用意向率から算出し、ご覧のとおり想定します。確保方策は、変更ありません。100ページ⑪病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）は、聖ヨゼフ保育園岡谷において実施しています。施設側で看護師等を配置し、保育中に微熱を出すなど、体調不良となった児童を保護者が迎えに来るまでの間、保健的な対応を行っています。量の見込み、確保方策ともにご覧のとおりです。

（事務局：味澤主幹）

101ページ⑫放課後児童クラブ事業は、保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びと生活の場を与え、児童の健全な育成を図る事業であります。量の見込みは、近年、児童数に対する学童クラブの利用者の割合は増加傾向にあり、利用ニーズが高まっていますが、今後の児童数の減少の見込みは大きく、量の見込みは減少へ推移していくものと見込みます。本年度の利用者数を基に、今後の児童数の減少率を用いて、令和7年度は低学年225人/日、高学年78人/日の合計303人/日、令和11年度には低学年192人/日、高学年72人/日の合計264人/日を見込みます。確保方策は、市が定める条例に基づき、市内13ヶ所ある学童クラブの施設ごとの専用区画面積から、受け入れ可能児童数を算出した各年度541人とします。

（事務局：納谷主査）

102ページ⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業、103ページ⑭多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業につきましては、ご覧のとおりです。また、104ページから105ページまでは、子ども・子育て支援法の規定に基づき市町村計画に記載すべきとされている事項となり、記載のとおりです。第5章についての説明は以上となります。

続きまして、107ページの第6章計画の推進は、現計画から大きな変更はございませんので、説明は割愛させていただきます。説明は以上となります。よろしくお願いします。

（今井会長）

ただいまの第5章から第6章までの説明について、ご質問、ご意見等ございますか。よろしければ、次に（2）の川岸学園整備について、事務局より説明をお願いします。

（事務局：小口主幹）

お手元に川岸学園ニュース第7号を配りしてありますのでそちらをご覧ください。10月12日に開催されましたワークショップにつきましてご報告をさせていただきます。川岸地区の有志の皆さんによるとちの実の会の主催により、川岸学園への思いや願いを届けるワークショップが10月12日に開催されました。地域の方々や保護者、小中学生など約40名の方にご参加いただき、グループに分かれ、4つのテーマに添ってたくさんのご意見をいただきました。代表的な意見を記載してありますので、ご覧いただければと思います。またいただいた意見のうち、施設整備に関するご意見は、設置業務の中で検討を進めるとともに、これからの義務学校や認定こども園に対する期待や不安など、様々な要望については、各専門部会に分けて学校や保育園の職員、保護者や地域の皆様とともに検討進めて参ります。また学園ニュースなどを通じて、随時報告をさせていただきますので、引き続きホームページ等注目していただければと思います。それから明日21日ですが、市議会全員協議会が開催されます。そこで川岸学園の、基本設計の進捗状況について報告をいたします。翌日には新聞等で報道されるかと思いますが、委員

の皆様には、次回の会議で詳細を説明したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。川岸学園についてのご報告は以上です。

(今井会長)

ありがとうございました。今の説明についてご質問よろしいですか。それでは、次に進めさせていただきます。山崎学園ヤコブ幼稚園について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局：小口主幹)

先ほど計画の第5章のところでも少しお話がでておりますけれども、ヤコブ幼稚園につきまして令和7年度から幼稚園型の認定こども園に移行して運営をしていく計画がありまして、現在県に申請中ということでございます。

就労と教育時間の関係でこれまで入園を断念せざるをえない家庭もいたことから、認定子ども園になることで、保護者の働き方にかかわらず利用ができるようになります。現在は定員60名で運営しているところですが、教育認定を50名、保育認定を10名とし運営をしていくということでございます。こちらにつきましても、随時審議会にて報告をして参りたいと思っております。報告は以上です。

(今井会長)

ありがとうございました。今の件につきまして何かありますか。今、申請を出しているところということで、また内容等決まりましたら今のヤコブ幼稚園とは変わってくるのかどうかまたお話を聞いたりする機会があればと思います。なければ次に進めさせていただきますけれども、よろしいでしょうか。事務局より、その他について説明よろしくお願いいたします。

(事務局：高橋課長)

事務局よりお願いいたします。次回の会議日程ですが、事務局といたしまして、12月12日(木)19:00から市役所2階202会議室を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。岡谷市こども計画案(素案)修正用紙をご用意いたしました。素案をご覧ください、ご意見がございましたらこの修正用紙をご利用いただき、12月2日(月)までに事務局へご提出願います。以上です。

(会長)

最後に、全体をとおして、委員の皆さんから何かご意見等ございますか。それでは、以上をもちまして、本日の審議会を散会といたします。

(副会長)

長時間にわたり、ご協議いただきありがとうございました。以上をもちまして、令和6年度第3回審議会を終了いたします。お疲れ様でした。